

移動支援の変更手続について

協定書の記載内容に変更があった時は、事業者（法人）は区と再度協定を締結する必要があります。手続は以下のとおりです。移動支援給付費のお支払いに遅れが生じてしまうため、変更後早急に書類をご提出ください。

1 最初に提出いただく書類（郵送可）

- ・ 「変更届」（*）
- ・ 都道府県から交付された障害者総合支援法に基づく居宅介護等の「指定通知書」の写し（「指定通知書」の内容（申請者名・所在地・代表者名等）が現在の情報と異なる場合は併せて「変更届出書」の写し）
- ・ 「墨田区障害者移動支援事業従事者名簿」（*）
- ・ 「支払金口座振替依頼書」（*）

（*）墨田区公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

2 協定書の作成

1で提出された書類を確認後、協定書を2部お送りしますので、法人代表者印を押印し、2部ともご提出ください。

3 協定書の送付

2で2部ご提出いただいた協定書に区で押印し、1部をお送りします。

●書類のダウンロード場所

墨田区公式ウェブサイト＞オンラインサービス＞申請書ダウンロード＞障害者福祉関係申請書＞障害福祉サービス・移動支援事業者の方々へ

●東京都（事業所所在地の都道府県等）への届出について

移動支援事業を行うにあたっては、東京都（事業所所在地の都道府県等）に対する事業開始の届け出が必要です。開始後に、変更や廃止を行う場合についても、届け出が必要になりますので、ご注意ください。書式は、次のウェブサイトからダウンロードできます。

東京都障害者サービス情報＞書式ライブラリー＞事業開始届（移動支援事業）

【書類の提出先・問合せ先】

墨田区福祉部障害者福祉課事業者係

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL 03-5608-6164（直通）

メール syougaihukus@city.sumida.lg.jp